

提出された御意見の概要	総務省の考え方
《放送事業用固定局の関係規定の削除》	
<p>改正案は、950MHz 帯音声 STL/TTL、3.4GHz 帯映像 STL/TTL/TSL について、今後それぞれ他の周波数帯への移行が図られることから、当該無線局に関する新たな開設申請等が見込まれず、規定の削除は妥当なものとする。</p> <p>【日本民間放送連盟、TBS テレビ計2者】</p>	<p>本審査基準の一部改正（案）の賛成意見として承ります。</p>
<p>今回意見募集されている電波法関係審査基準の一部改正案は、「周波数再編アクションプラン」（平成23年9月改定版）の内容に則ったものとなっており、適当と考えます。</p> <p>特に、Aバンド（3456～3600MHz）映像 STL/TTL/TSL の規定の削除については、本周波数帯は第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）を速やかに導入するために重要と考えております。</p> <p>また、3.4GHz 帯音声 STL/TTL/TSL、3.4GHz 帯音声 FPU 及び監視・制御回線（3400～3456MHz）につきましても、「周波数再編アクションプラン」の具体的な取組の中に「移行期限の前倒しについて検討を行い、平成24年度までに結論を得る。」とあります。さらに、情報通信審議会において「第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の技術的条件」の審議が今年4月に開始され、平成25年6月頃に答申予定とあります。これら状況を踏まえ、具体的な移行期限の前倒しの検討が進められることを希望致します。</p> <p>【NTT ドコモ】</p>	<p>本審査基準の一部改正（案）の賛成意見として承ります。</p> <p>3.4GHz 帯音声 STL/TTL/TSL 等の移行期限の前倒しについては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
《地上アナログテレビ放送の関係規定の削除》	
<p>アナログテレビ放送の関係規定を削除するとの趣旨だと認識しており、特段の問題はないものと考えます。</p> <p>【日本民間放送連盟】</p>	<p>本審査基準の一部改正（案）の賛成意見として承ります。</p>
《FM放送局の周波数の選定方法の変更》	
<p>今回の制度改正は、V-Low が制度化されるまでの暫定的な形であっても、臨時災害 FM 放送局の開設という途を開いていただけることを歓迎し、今回の改正案に賛成いたします。</p> <p>【取手市】</p>	<p>本審査基準の一部改正（案）の賛成意見として承ります。</p>
<p>90MHz から 108MHz に導入されるテレビジョン以外の放送（V-Low マルチメディア放送）に配慮し、現行の周波数割当てに係る規定を残したことは、V-Low マルチメディア放送の円滑な導入につながるため、本改正案に賛成いたします。</p> <p>【日本民間放送連盟、TBS テレビ、TBS ラジオ&コミュニケーションズ、V-Low 防災デジタル・コミュニティラジオ検討協議会、北日本マルチメディア放送、東京マルチメディア放送、中日本マルチメディア放送、近畿マルチメディア放送、中国・四国マルチメディア放送、九州・沖縄マルチメディア放送、文化放送 計11者】</p>	<p>本審査基準の一部改正（案）の賛成意見として承ります。</p>